

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和6年7月17日（水曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午前10時27分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (7名)	委員 長 星見 健蔵 副委員 長 秋山 智博 委 員 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	中山 明 保		
事務局職員	局 次 長 一村 泰志 局 長 補 佐 毛利 元		
出席説明員	【福祉部】 福 祉 部 長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 障がい福祉課長 枅谷 承文 障がい福祉課課長補佐 太田 信一		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時57分 開会

【福祉部】

- ◆星見健蔵委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開催します。本日の日程はお手元に配付のとおり、福祉部より1件報告を受けますのでよろしくお願い致します。初めに藏増部長から御挨拶をいただきたいと思います。藏増部長。
- 藏増祐子福祉部長 皆さん、おはようございます。本日は福祉保健委員会を開催していただきましてありがとうございます。本日の報告につきましては、障害福祉サービスに係る療養介護サービス費自己負担額の算定誤りについてということで報告をさせていただきます。この福祉サービスにつきましては、毎年前年の所得が分かります6月に自己負担額の算定を行います。本年も6月の自己負担額の算定をする段階で過年度の算定の方法に誤りがあったということが判明いたしました。皆様には御心配をおかけしますこと、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございません。詳細につきましては障がい福祉課長のほうから説明をさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。
- ◆星見健蔵委員長 それでは報告事項の説明をお願いします。枅谷課長。

○**枅谷承文障がい福祉課長** はい。障がい福祉課枅谷です。部長からもありました、このたび4年間にわたる事務の処理の誤りが判明いたしまして、国・県への返還金が発生する見込みとなりました。まず、改めて深くおわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。現在、影響額の精査のほうはまだ終わっていない段階ではありますが、取り急ぎ、このたびの案件の概要と今後の対応等について御説明、御報告をさせていただきたいと思っております。2枚物の資料、用意しておりますので、こちらの資料に沿って説明をさせていただきます。

障害福祉サービスに係る療養介護サービス費自己負担額の算定誤りということでございまして、令和2年7月から4年間にわたりまして、利用者の方の自己負担額を過少に算定していたという案件になります。まずは1の概要でございます。療養介護サービスにつきまして、少し説明をさせていただきます。2枚目の資料の別紙を御覧いただけますでしょうか。障害福祉サービス等の体系ということで図を記載しております。療養介護サービスにつきましては、左側の障害福祉サービスのうちの介護給付に当たるものでございまして、ホームヘルプや同行援護、短期入所などの障害福祉サービスのI類型となります。内容としましては一番下の表になります。医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関への入院と合わせて機能訓練や介護、日常生活の援助、これらを行う障害福祉サービスとなります。

気管切開によりまして人工呼吸器による呼吸管理を行っている方ですとか、進行性の筋萎縮症、また、重症心身障がい者の方など、障害支援区分5または6の方、こういった方が対象となります。長期の入院による医療的ケア、これに加えて常時の介護を必要とする方が利用対象となっているサービスでございます。6月現在では43名の利用者がありまして、2名県外の医療センターに入院されている方がおられますが、その他の41名の方は鳥取医療センターに入院されている方となります。

資料に戻っていただきまして、また1の概要、2段落目になります。この療養介護サービスの利用者の方の自己負担額につきましては、通常の障害福祉サービスだけではなく医療に係る部分もありまして、他のサービスとは異なる計算をする必要がございます。また、この自己負担額の計算に当たりましては、本人さんと配偶者の方の収入に応じて算定する必要がありますが、この収入額を正しく認定していなかった。具体的には障害年金を収入としておらず、年金生活者支援給付金のみを収入として認定したということから、自己負担額が過少に算定されていたという案件になります。

少し具体的に御説明をさせていただきたいと思っております。資料の裏面、2ページ目の下の段、自己負担額算定のイメージの表を御覧いただけますでしょうか。こちらは算定の流れを少し簡略に加工したものになりますが、左側が正しい自己負担額の計算で、右側が誤っていた自己負担額の計算になります。左側の正しい計算でまずは説明をさせていただきます。左上の年間収入の欄ですが、通帳のコピーなどからまずは年間の収入額を計算しまして、12で割りまして、月額収入認定額を算定いたします。網掛け部分、①と右に打っている部分になります。次に下の表になりますが、自己負担の計算の際に考慮する項目としまして、生活費、食費、福祉部分の負担額、医療部分の負担額、それぞれ定められた額を、上限額を足し上げていきまして、この合計額と月額認定収入額を比較いたします。ちなみに、食費の部分につきましては日額480

円としておりますが、これは収入80万以上、本人非課税の方の区分の日額の食費を上げております。大体、障害年金1級のみの方はこの表に該当するということになります。

それでこの考慮する項目の合計額と1の月額認定収入を比較しますが、この月額認定収入額のほうよりも考慮する項目のほうが多い場合、1より2が多い場合はその差額部分を医療費、医療部分の自己負担額から減額するという仕組みになっております。ですので、この表の場合は考慮する項目のほうが多いということになりますので、医療部分の負担額、上限額2万4,600円からこの3,490円を差し引いて、2万1,110円というのが自己負担という計算になります。

ちなみに、福祉部分につきましては本人と配偶者の方が非課税の場合はゼロ円となりますので、計算上は上限額を入れますが、実際のところはゼロ円ということになります。ですので、この場合におきましては、食費の部分と医療部分の自己負担額1万4,880円と2万1,110円というのを利用者の方にお支払いをいただく必要がございます。ただし、この医療部分の自己負担額につきましては特別医療費助成制度の対象となりますので、本人さんの負担としては、基本的には食費部分、医療費につきましても特別医療費制度の対象ということでゼロ円ということになります。

それで、間違っていた計算が右側でございまして、月額認定収入額に障害年金を入れておりませんので、この表では分かりやすくゼロ円としておりますが、ここがゼロ円になってしまいますと、自己負担の計算の際に考慮する項目の合計額、2番の9万2,080円という額が全額医療部分から減額されてしまうということになりますので、医療部分の自己負担がゼロとなっていたということになります。

資料の1ページ目に戻っていただきまして、次の対象者、期間及び影響額でございまして、2の6月現在での利用者43名のうち、この部分で自己負担額が発生する計算となった方が31名ございます。算定を誤っていた期間は令和2年7月から先月までの4年間、影響額としましては、この6月分の算定の合計額の一人当たりの月額では9,269円から2万5,530円の自己負担額が発生いたしました。1か月当たりでは合計すると65万円弱、単純計算になりますが、4年間の合計額としましては48か月分の約3,120万円となります。ただし、この療養介護サービスの利用者の方は、身体障害者手帳の1級か2級、または療育手帳のAをお持ちの方になりますので、先ほども申し上げました特別医療費助成制度の対象の方となりまして、この障害福祉サービスで発生した医療部分の自己負担額につきましては、特別医療費助成制度によりまして、基本的には本人負担額としては発生しなかったというものになります。

ですので、今回の構造としましては、特別医療費助成制度で補填すべきであった自己負担額を障害福祉サービスで補填してしまっていたという構造になります。そのため、誤って補填していました障害福祉サービスの費用につきましては、その財源である国・県からの支出金を返還する必要が生じてしまうということになります。

3番のこの算定誤りの原因でございまして、まずは、令和元年10月1日に消費税率が10%引き上げになりましたが、それに合わせまして、国のほうが年金生活者支援給付金制度を創設されました。これを受けまして、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引

きというものを、厚労省が発行しておりますが、これが改訂されまして、左の欄のほうです。負担を取る収入のところに米印としまして、年金生活者支援給付金については、生活保護法において収入として認定されるため、これに該当するという一文が加わりました。この手引きの改訂によりまして、新たに加わった一文について、収入として認定すべきものが年金生活者支援給付金のみになったものと当時の担当が誤認したものが要因でございます。

裏面の2ページ目を御覧いただけますでしょうか。4番の今後の対応についてでございます。現在、個別、月別に過去4年分の自己負担額の再計算を行っております。亡くなられた方や保険が変わっておられる方など少しありますのでちょっと時間がかかっておりますが、これに速やかに取りかかっておりまして、この自己負担額の精査が終わり次第、速やかに県のほうに過年度事業費の更正報告、この自己負担額を事業費から減額する報告を行う予定としております。この障害福祉サービスにつきましては国から2分の1、県から4分の1の負担金をいただいておりますので、この自己負担額部分の事業費のこの4分の3という金額が国・県に対する返還金、返還する必要が出てくるものと考えております。

この国・県への返還金ですが、事業費の4分の3の部分、2,340万円、概算にはなりますが、こういった金額、返還時期につきまして県との協議が整った段階で補正予算として計上させていただきたいと考えております。このたびの事務の誤りの要因でございます。先ほどもありましたけども、担当したのが人事異動直後の職員でございました。そのため、障害福祉業務の習熟が十分でなかったということ、また、国の手引にこの一文が加わったことにつきまして、その背景や狙い、そういったものの理解が不十分であったと考えております。また、前任者のほうとしましても、自分の担当時には存在しなかった一文であるということ判断に迷ったことがあるのではないかと考えております。

ただし、全国どの自治体でも、こういった業務は行っているものでございまして、少なくとも県や県内他市には確認することができたのではないかと考えておるところでございます。そのため、まずはこの制度変更、また、人事異動の際に認識の誤りが発生しないよう作業マニュアルの見直し、具体的には国の手引を基としながら本市の取扱い判断をしっかりと追記して、また、これを後任に引き継いでいくことを徹底していきたいと考えております。

また、前年との取扱いを変更する際には主査・副査というものがどの業務にも就いておりますので、主査・副査でのダブルチェック、また、複数職員での県、他の自治体、また、過去資料、こういったものの確認を徹底すると、このような取組をしっかりと行うことで今後の再発を防止していきたいと考えておるところでございます。申し訳ありませんでした。説明は以上でございます。

- ◆**星見健蔵委員長** 報告いただきました。委員の皆様から御質問等ございますか。谷口委員。
- ◆**谷口明子委員** すみません。確認ですけれども、2の対象者、期間及び影響額の（1）対象者の利用者が31名って案内でしたけれども、それで、最初に対象の方が43名いらっしゃって、2名が県外、41名が鳥取医療センターにおられるということで説明いただきましたけど、この43名のうち、その上に書いてあります自己負担額は本人及び配偶者の収入に応じて算定する必要があるとありますけども、そこから該当が12名減になっているという理解でよろしいでしょ

うか。

◆星見健蔵委員長 榎谷課長。

○榎谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課榎谷です。43名から影響のあるのが31名になるのはなぜかという御質問でありました。障害年金につきましては所得税非課税の所得になりますので、まずは、市民税は非課税となります。この障害年金を収入として認定することは必要になりますが、医療費の自己負担額の発生する方というのは、市民税としては非課税の方になりますので、医療費助成制度での自己負担額はゼロ円ということになります。それで、発生した医療費自己負担額につきましては、特別医療費助成制度で賄われることとなりますので、発生する方に対しては影響がないと、ただし、本人非課税であっても家族の方に課税がある場合、特別医療費助成制度では5,000円の自己負担が発生してきます。

ただし、変な話になりますが、家族の課税の方は食事の単価が今度は480円から1,380円に変わって、食費が14,880円から月額で42,780円に上がってしまうということになります。それで、こういった方々につきましては5,000円の自己負担は特別医療費助成制度で発生してくるんですが、この障害福祉サービスのほうで、食費で既に上限額いっぱいまで行ってしまうので医療費の自己負担額が障害福祉サービスのほうで発生しないということになりまして、こういった方々が12名ほどいらっしゃったというところがございます。以上です。ちょっと難しい話になります。すみません。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 お尋ねをしたいと思います。まず、気がついたきっかけは何だったかということが説明してほしいと思っているんですが、その質問をしようと思ったのは3番に算定の誤りの原因ということで、令和元年の11月1日、これが制度改正という制度を創設されたということですね。それで、しかし、気がついたのが実際は最近なんですね。かなり30年以上時間がたっているわけですよ、違うか。ちょっと違うかもしれませんけれど、はい。6年、

◆星見健蔵委員長 いや、4年分。

◆坂根政代委員 令和ですからね、ごめんなさい。失礼しました。それで、何がきっかけで、じゃあ、この誤りに気がついたのか、ここを説明してください。すみません、失礼しました。

◆星見健蔵委員長 榎谷課長。

○榎谷承文障がい福祉課長 はい。坂根委員から気づいたきっかけについて御質問いただきました。これまで更新の時期というのは令和2年の7月、令和3年の7月、令和4年の7月、令和5年の7月と今回の令和6年の7月ということがございます。それで、令和2年7月の時期には令和2年4月に異動してきた職員が担当になりましたので、そこで誤認があったということで、この職員は令和2年7月と令和3年7月を担当いたしました。次に担当が変わった職員が令和4年7月、令和5年7月と2回同じ業務をこなしてきたわけがございますが、やはりこの障害年金を認定除外するというに不審を抱いていたということがございます。

このたび改めて令和元年以前の資料を確認するということと、また、今回は他の自治体にも事務の取扱いを確認したということがございまして、取扱いの誤りに気がついたということでございます。生活福祉等ですと障害年金、遺族年金というのは収入に認定するというのが基本

的な認識としてありますが、例えば税から来た職員については所得としてそもそも認定しませんので、その感覚というのがなかなかちょっと養われていなかったところもあるのかなとは思いますが、2回はそれまでどおりやってしまったけども、不審には思っていて、今回改めて確認をしたところっていうところで発覚が遅れてしまったということがあるかと考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 説明ありがとうございました。ただし、令和2年の4月、そして7月というような形でね、それぞれこれ間違っているのではないかというような気づきがあったということでしたよね。まず確認をします。それで、ただし、そのことが課内では協議にならなかったんですか。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 そうですね、協議を受けたのはこの6月下旬でございます。そうですね、やはり深く過去資料まで遡って確認ができていなかったということと、他の自治体にも確認ができていなかったりということで、大丈夫かなと思いつながらその認識を確実にこれ誤りだという自信というか、そういったものが持てていなかったのではないかなと考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。内実は分かりましたが、じゃあ、今後気をつけるべきことは、やはり職員間で話し合いができる、疑義が出たときにきちんと協議ができる、この仕組みをつくっておくということが私は必要だと思いました。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 私も毎年説明を聞いていて、毎年6月に算定をするということで、なぜ今回の発見になったのかっていうのが、最初はあれ毎年やるんだって思ったんですよね、説明受けてね、なので、やっぱり職員がそういうふうに、このとおりで福祉の制度よく変わりますし、そのたびに確認をしていくということの大切さっていうのを改めて思ったんですけど、これでいいのかなとか、おかしいんじゃないかって思ったときに、やっぱり風通しのいい、今、坂根さんも協議できる関係、仕組みということ言われましたけど、風通しのいい職場っていうか、自分がこれでいいのかなと思ったときに、自分だけでじゃなくって、同僚やそれから上司や、そこに相談をかけたり、疑義かけたりという職場づくりっていうのも大事じゃないのかなっていうのを改めて思ったところです。

今後の、こういうことが、何か私、課長が代わられたときに発覚するというか、そういうことをちょっと何か感じておまして、そういうことではなくて、見る目が違う、変わった目で見れば、同じ数字が違って見えるのかなというふうに思ったりしたんですけど、やっぱり一番は職場の中の風通し、上司に対しても、同僚に対しても自分の判断が正しいのかどうかみたいな疑義をかける、相談する、風通しのいい仕組みづくり、職場づくりっていうのが大事じゃないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○**枅谷承文障がい福祉課長** はい。障がい福祉課枅谷です。まさしくそのとおりであると考えております。何か少しでも違和感があれば、まずは相談してくれさえすれば何とかなるという、頼りがいのあるというか、そういった、まず課長になるべきだと思いますし、少しでも察知能力というか、そいつを養っていただきまして、何でも、そんなに大きなことでなくても結構です。一言、一言声かけ、私からの声かけから始まるのかなと思いますけども、いろんな職員に気軽に話してもらえるような風土づくり、課の雰囲気づくりをつくっていきたいと考えております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。すみません。2番の対象、期間及び影響額というところの（2）の期間が令和2年の7月から令和6年の6月とこういうことになっています。それで、4か年分という、遡って4か年とこういうことだと思いますが、じゃあ、令和6年の7月以降の分についてはどういう対応になるのか教えてください。

◆**星見健蔵委員長** 枅谷課長。

○**枅谷承文障がい福祉課長** はい。障がい福祉課枅谷です。坂根委員より7月1日以降のお取り扱いということで御質問いただきました。この7月につきましては、新たな受給者証を発行することになりますが、正しい収入の下に必要な方には正しい医療部分の自己負担額を明記した受給者証を発行いたしましてお送りすることにしております。それで、ただ、こちらにつきましては、特別医療費助成制度の対象となりますので、本人負担額としては発生しませんが、医療機関さんのほうに正しい公費番号を振りまして、特別医療費助成制度のほうで請求をしていただくように、ちょっとお願いをしたいと考えておりますし、この令和6年4月から6月分につきましても誤っていた部分につきましては、更正をかけることで正しい財布といえますか、正しい事業から支出ができるように修正をしていく予定としております。以上です。

◆**坂根政代委員** ありがとうございます。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**星見健蔵委員長** それではないようでございますので、以上で質疑を終結します。これで福祉保健委員会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前10時27分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項によりここに署名する。

福祉保健委員長

福祉保健委員会

(報告)

日時：令和6年7月17日（水）

午前10時～

場所：本庁舎7階第2委員会室

福祉部

◎報告

- ・障害福祉サービスに係る療養介護サービス費自己負担額の算定誤りについて（障がい福祉課）